

「発注者支援業務（発注補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、監督補助業務、技術審査補助業務）」
民間競争入札実施要項（案）の主な審議の内容

○パブリックコメントへの対応について

今回のパブリックコメントの意見は監督補助業務に関してのものであったが、業務の特性として「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」は、港湾、空港等に関する工事实施の監督補助や検査補助を行う業務で、共に現場に直結する業務であり、担当技術者が現場に直接関係する対応を行うものである。一方、「発注補助業務」及び「技術審査補助業務」は、工事発注図面及び数量計算書作成などを行う積算補助業務や総合評価落札方式の工事発注資料の分析・整理等を行う技術審査の補助を行うインハウスの業務であり、現場に直結する業務ではない。

そのため、今回は現場に直接関係する業務を実施する「監督補助業務」と「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の2業務について修正することとしたところ。

資料	実施要項（案）	修正箇所等
2-1	品質監視補助及び施工状況確認補助業務	<p>【8ページ】 ○…配置予定管理技術者と担当技術者は兼務できない。<u>（但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。）</u></p> <p>【9ページ】 ○「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験（<u>工事については、主任技術者として従事したのもも認める。</u>）が1年以上の者</p>
2-2	監督補助業務	<p>【8ページ】 ○…配置予定管理技術者と担当技術者は兼務できない。<u>（但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。）</u></p> <p>【10ページ】 ○「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験（<u>工事については、主任技術者として従事したのもも認める。</u>）が1年以上の者</p>